

改正

昭和51年10月9日条例第44号
昭和52年12月14日条例第46号
昭和53年12月14日条例第41号
昭和54年12月17日条例第41号
昭和55年3月31日条例第16号
昭和56年10月19日条例第32号
昭和56年12月16日条例第37号
昭和57年3月18日条例第3号
昭和57年12月20日条例第28号
昭和58年12月20日条例第42号
昭和59年12月21日条例第46号
昭和61年12月25日条例第46号
昭和62年10月5日条例第28号
平成元年12月18日条例第42号
平成3年9月30日条例第27号
平成4年10月1日条例第23号
平成6年9月28日条例第25号
平成8年9月30日条例第26号
平成8年12月13日条例第33号
平成10年6月29日条例第23号
平成10年12月15日条例第36号
平成14年3月7日条例第1号
平成15年3月7日条例第2号
平成16年12月14日条例第45号
平成20年3月7日条例第1号
平成20年12月12日条例第39号
平成21年3月26日条例第5号
平成22年9月29日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、帯広市地域福祉センター（以下「地域センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に地域センターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(設置の目的)

第3条 地域センターは、地域住民の集会及び児童の保育等の用に供し、もって住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(職員)

第4条 地域センターに所長その他必要な職員を置く。

(使用の申請)

第5条 地域センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、地域センターの運営上必要があるときは、その使用に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、公益の維持又は施設の保全若しくは管理に必要があるときは、使用を許可しない。

(使用許可の取消等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市長は賠償の責を負わない。

(1) 公益上又は地域センターの運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(2) 第6条の規定に該当すると認めるとき。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その使用により建物又は附属施設若しくは備付物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則 (昭和51年10月9日条例第44号)

この条例は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則 (昭和52年12月14日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年12月14日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年12月17日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日条例第16号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月19日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年12月16日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月18日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月20日条例第28号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和58年規則第6号で、昭和58年3月1日から施行）

附 則（昭和58年12月20日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月21日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月25日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年10月5日条例第28号）

この条例は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（平成元年12月18日条例第42号）

この条例は、平成2年1月8日から施行する。ただし、「帯広市西19条南2丁目34番地」を「帯広市西19条南2丁目2番16号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月30日条例第27号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成3年規則第37号で、平成3年10月29日から施行。ただし、別表に帯広市大空会館を加える改正規定は、平成3年11月13日から施行）

附 則（平成4年10月1日条例第23号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成4年規則第52号で、平成4年11月8日から施行）

附 則（平成6年9月28日条例第25号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成6年規則第57号で、平成6年12月1日から施行）

附 則（平成8年9月30日条例第26号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成8年規則第64号で、平成8年12月22日から施行）

附 則（平成8年12月13日条例第33号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成9年規則第1号で、平成9年2月1日から施行）

附 則（平成10年6月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月15日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月7日条例第1号）

この条例は、平成14年3月29日から施行する。

附 則（平成15年3月7日条例第2号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成15年規則第3号で、平成15年3月21日から施行）

附 則（平成16年12月14日条例第45号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成17年規則第10号で、平成17年4月1日から施行）

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月12日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月29日条例第30号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成24年規則第62号で、平成24年10月1日から施行）

別表

名称	位置
帯広市南町福祉センター	帯広市西15条南36丁目1番1号
帯広市栄福祉センター	帯広市西17条北1丁目55番21号
帯広市光南福祉センター	帯広市東7条南21丁目1番地18
帯広市西福祉センター	帯広市西23条南1丁目125番地4
帯広市若葉福祉センター	帯広市西17条南5丁目9番地5
帯広市北栄福祉センター	帯広市西11条南2丁目11番地
帯広市緑ヶ丘福祉センター	帯広市西14条南17丁目1番地
帯広市豊成福祉センター	帯広市西3条南35丁目1番22号
帯広市啓西福祉センター	帯広市西19条南2丁目2番16号
帯広市東福祉センター	帯広市依田町1番地1
帯広市広陽福祉センター	帯広市西19条南3丁目20番45号
帯広市花園福祉センター	帯広市公園東町3丁目8番地8
帯広市北福祉センター	帯広市西4条北2丁目5番地
帯広市バラト福祉センター	帯広市東13条南6丁目1番地
帯広市柏林台福祉センター	帯広市柏林台南町6丁目1番地
帯広市緑栄福祉センター	帯広市西9条南28丁目1番地

帯広市啓親福祉センター	帯広市西14条北7丁目4番地1
帯広市緑南福祉センター	帯広市南町18番地1
帯広市中央福祉センター	帯広市西7条南12丁目11番地
帯広市稲田南福祉センター	帯広市稲田町基線8番地33
帯広市明和福祉センター	帯広市西19条南4丁目34番29号
帯広市柏福祉センター	帯広市東10条南15丁目2番地6
帯広市自由が丘福祉センター	帯広市自由が丘3丁目6番地
帯広市五条橋福祉センター	帯広市西5条南2丁目12番地2
帯広市北親福祉センター	帯広市西7条北6丁目12番地2
帯広市つつじが丘福祉センター	帯広市西24条南3丁目40番地1
帯広市大空会館	帯広市大空町12丁目2番地
帯広市コスモス福祉センター	帯広市西20条南3丁目18番20号
帯広市みなみ野福祉センター	帯広市南の森東2丁目7番地3
帯広市きぼう福祉センター	帯広市西20条南5丁目36番7号